Miura & Partners

M&P LEGAL NEWS ALERT #26

米国司法はトランプ相互関税を阻止する（ことができる）のか

2025 年 6 月 5 日

弁護士 関本 正樹

2025 年 5 月 28 日、米国国際貿易裁判所（Court of International Trade、以下「CIT」）は、1977 年国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act of 1977、以下「IEEPA」）に基づくトランプ大統領による相互関税は無効であるとして、恒久的に差し止める命令を出しました[1]。これに対し、トランプ政権（米国司法省）は直ちに上訴し、2025 年 5 月 29 日、連邦巡回区控訴裁判所は CIT による差止命令の一時停止を命じています。

トランプ相互関税に対する米国司法の判断は最終的に連邦最高裁判所の判断に委ねられることになることが見込まれますが、米国司法がトランプ相互関税を阻止するにはいくつかのハードルが予想されます。そこで、本稿では、CIT の判断と米国司法がトランプ相互関税を阻止するハードルについて検討します。

目次

1. 米国国際貿易裁判所の判断
   (1) トランプ相互関税の法的根拠
   (2) 争点と判断
2. 米国司法がトランプ相互関税を阻止するハードル
   (1) 連邦最高裁判所の構成
   (2) 司法判断の効力範囲
   (3) IEEPA 以外の法令に基づく相互関税措置の余地
3. おわりに

1. 米国国際貿易裁判所の判断

(1) トランプ相互関税の法的根拠

IEEPA は、米国の国家安全保障、外交政策または経済に対する異常かつ特異な脅威（unusual and extraordinary threat）に関連する国家緊急事態に際し、対象国との取引を規制する権限を米国大統領に与えています。

2025 年 4 月 2 日、トランプ大統領は、長年にわたる米国の貿易赤字は米国の国家安全保障と経済に対する異常かつ特異な脅威であるとして、IEEPA に基づき、大統領令 14257 号を発令し、

[1] *V.O.S. Selections et al v. United States et al*, No. 1:25-cv-00066 (Ct. Intl. Trade, May 28, 2025)

©Miura & Partners. All rights reserved.

①10%の基本税率と②国・地域ごとに設定した上乗せ税率で構成される相互関税（reciprocal tariff）を世界各国に対して課しました。

(2) 争点と判断

裁判の争点は、「米国憲法は、連邦議会に対して、租税や関税を課し、徴収する排他的権限を与えているが、IEEPA は、世界中のほぼ全ての国の商品に無制限の関税を課すという形で、これらの権限を米国大統領に委譲しているか」です。

CIT は、大要以下の理由から、トランプ相互関税は、連邦議会が米国大統領に委譲した権限を超えており、無効であると判断しました。

- 米国憲法は関税権限を明示的に連邦議会に与えていることから、米国大統領に無制限の関税権限を委譲するという IEEPA の解釈は違憲である。
- IEEPA に基づいて米国大統領に委譲された権限は「異常かつ特異な脅威に対処する」ためにのみ行使することが求められているところ、貿易赤字という脅威に対処することを目的としたトランプ相互関税は、たとえ貿易赤字が「大規模かつ深刻」であったとしても、1974 年通商法という別の法律が貿易赤字に対処しているため、IEEPA の要件を充足しておらず、無効である。

※ なお、CIT が無効と判断したのは IEEPA に基づく相互関税であるため、鉄鋼・アルミニウムや自動車・同部品に対する 1962 年通商拡大法 232 条に基づく関税（分野別関税）は今回の CIT による判断の対象外となっています。

2. 米国司法がトランプ相互関税を阻止するハードル

(1) 連邦最高裁判所の構成

CIT によるトランプ相互関税の差止めに対してトランプ政権が直ちに上訴したため、今後、連邦巡回区控訴裁判所で審理が行われることになりますが、控訴審で敗訴した当事者は、連邦最高裁判所の判断を求めることが見込まれます。

現在、連邦最高裁判所を構成する 9 名の判事のうち、6 名が共和党の大統領によって指名された保守派、残りの 3 名が民主党の大統領によって指名されたリベラル派に分類されるところ、保守派の判事はトランプ政権寄りの判断を下す傾向にあると考えられています。

トランプ相互関税は三権分立という憲法上の基本概念も絡むため、保守派の最高裁判事であればトランプ相互関税有効、リベラル派の最高裁判事であればトランプ相互関税無効というシンプルな構図になることはないと思われるものの、現在の連邦最高裁判所の構成は、米国司法が IEEPA に基づくトランプ相互関税を阻止する際のハードルとなっているといえます。

(2) 司法判断の効力範囲

上記の連邦最高裁判所の構成というハードルを乗り越えれば米国司法がトランプ相互関税を阻止するということになるわけではなく、連邦最高裁判所がトランプ相互関税を無効と判断した

©Miura & Partners. All rights reserved.

場合であっても、さらに、訴訟当事者以外にもその効力が遍く及ぶというハードルをクリアする必要があります。

トランプ相互関税が無効であればその効力は誰にでも及ぶのではないかとも思われますが、トランプ政権（米国司法省）は、100 件のうち、99 件で原告が敗訴したとしても、わずか 1 件でも原告が勝訴すれば、100 件全てで勝訴したのと同じになるのはおかしいといった理屈で、救済（差止めの効力）はその訴訟の当事者のみに限定されるべきであると主張していました。

そして、米国で生まれた子どもに自動的に国籍を与える出生地主義の修正を命じたトランプ大統領による大統領令の発効を全米で一時的に差し止めた連邦地方裁判所の命令について、2025 年 5 月 15 日に行われた連邦最高裁判所の口頭弁論では、保守派の最高裁判事らから、連邦地方裁判所が政策を遍く差し止めることの妥当性に疑問を投げかける発言があったところです[2]。

このような議論もあり、CIT がトランプ相互関税の差止めを命じた翌日である 2025 年 5 月 29 日、コロンビア特別区連邦地方裁判所は、①CIT と同様、IEEPA に基づくトランプ相互関税の差止めを認めたものの、②その効力は原告 2 社にしか及ばない、つまり、CIT の判断とは異なり、トランプ相互関税を遍く差し止めることはせず、あくまで訴訟当事者限りで差止めの効力が生じるとの判断をしています[3]。

そのため、連邦最高裁判所が IEEPA に基づくトランプ相互関税を無効と判断したとしても、その実効性を確保するには、さらに、訴訟当事者以外にもその効力が遍く及ぶというハードルをクリアする必要があり、連邦最高裁判所がこの 2 つ目のハードルも乗り越えるのかは不明瞭な状況にあります。

(3) IEEPA 以外の法令に基づく相互関税措置の余地

上記の 2 つのハードルは、連邦最高裁判所がトランプ相互関税を阻止するのかという観点からの議論ですが、連邦最高裁判所がトランプ相互関税を阻止したとしても、それは米国司法がトランプ相互関税を完全に阻止することができるということを意味するものではありません。

上記のとおり、CIT は、IEEPA に基づくトランプ相互関税を無効と判断しましたが、その際、150 日間の期限付きで、かつ、関税率も最大 15%とされているものの、米国大統領は 1974 年通商法 122 条に基づいて関税を課すことで貿易赤字に対処することができるとしています。

また、他国に比べて米国に不利益をもたらす差別待遇を行っていると判断した国からの輸入品に対して最大 50%の関税を課す権限を米国大統領に与える 1930 年関税法 338 条なども相互関税の法的根拠となり得ます。

このように、トランプ政権としては、連邦最高裁判所が IEEPA に基づく相互関税を無効であり、かつ、その効力は訴訟当事者以外にも及ぶと判断したとしても、IEEPA 以外の法的根拠に

[2] *Trump v. CASA Inc.*, No. 24A884 (2025)

[3] *Learning Resources. Inc. et al v. Trump et al*, No. 1:25-cv-01248-RC (D.D.C., May 29, 2025)

©Miura & Partners. All rights reserved.

基づいて相互関税をかければよく、結局のところ、米国司法がトランプ相互関税を完全に阻止することには限界があるといえます。

3. おわりに

以上をまとめると、

① 現在の連邦最高裁判所の構成は、IEEPA に基づくトランプ相互関税を阻止する際のハードルとなっている

② 連邦最高裁判所が IEEPA に基づくトランプ相互関税を無効と判断したとしても、その実効性を確保するには、さらに、訴訟当事者以外にもその効力が遍く及ぶというハードルをクリアする必要があるが、連邦最高裁判所がこの 2 つ目のハードルも乗り越えるのかは不明瞭な状況にある

③ トランプ政権としては、IEEPA 以外の法的根拠に基づいて相互関税をかける余地があり、米国司法がトランプ相互関税を完全に阻止することには限界がある

ということになります。

このように、米国司法がトランプ相互関税を阻止する（ことができる）には限界がある以上、やはり、日本に対する相互関税の行方は日米政府間協議に委ねられています。

©Miura & Partners. All rights reserved.

Author

弁護士 関本 正樹（三浦法律事務所 パートナー）

PROFILE：2007 年東京大学法学部卒業、2008 年弁護士登録（第一東京弁護士会所属）、2014 年 Columbia Law School 修了（LL.M., Harlan Fiske Stone Scholar）、2015 年ニューヨーク州弁護士。

日本の大手法律事務所ニューヨーク・オフィス、東京証券取引所 上場部企画グループでの勤務等を経て、2021 年 7 月から現職。

『M&A 担当者のための独禁法ガン・ジャンピングの実務』（商事法務、2017 年〔共著〕）『ポイント解説 実務担当者のための金融商品取引法〔第 2 版〕』（商事法務、2022 年〔共著〕）、『対話で読み解く サステナビリティ・ESG の法務』（中央経済社、2022 年）等、著書・論文多数

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。
具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願いいたします。
また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。

©Miura & Partners. All rights reserved.